

つながるノウフク ハンドブック

豊かな
ココロが
地域に
芽生える

あぐぶく

～つながるノウフク～

令和7年3月
やまぐち農業労働力確保推進協議会

はじめに

山口県では、農業現場における労働力確保と福祉現場における障がい者の工賃向上に向け、農業分野と福祉分野の相互理解を醸成するとともに、マッチング機能の強化を図ることにより、未来へ「つながるノウフク」を進めているところです。

こうした中、より多くの農業者の皆さんに、農福連携についての理解を深めていただき、取組のきっかけにしていただけるよう、農福連携を始めるまでの手順や留意点、県内実践者の声などを掲載したハンドブックを作成しました。

本ハンドブックが、これから農福連携に取り組んでみようと考えておられる農業者の皆さんにとって、はじめの一歩を踏み出す一助となれば幸いです。

のうふくれんけい 「農福連携」って？

農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画していく取組です。

農福連携の主なメリット

農業

労働力の確保

作業工程の見直しによる作業の効率化

経営改善に取り組む時間の確保

作業場の環境改善
(働きやすさの向上)



福祉

就労の場の確保

生きがい
自立心の向上

直接雇用の可能性

工賃(賃金)向上

多様な経験の提供

【就労継続支援 A型事業所】

一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行います。

【就労継続支援 B型事業所】

一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行います。

本ハンドブックにおける障がい者の受け入れは、雇用ではなく、B型事業所との請負(契約)による連携を想定しております。

農福連携の取り組みの流れ



農業者



農業コーディネーター



福祉コーディネーター



福祉事業所職員



福祉事業所利用者

() 内は目安の所要日数

1 まずは相談

農業コーディネーターがお話をお伺いしますので、農業労働力に係る困りごとをお聞かせください。



(3~5日)

2 作業の切り出しと細分化(作業分解)

福祉事業所に依頼したい作業を「細分化」、一つ一つの作業を単純化する「切り出し」を行い、作業方法を工夫することで、障がいのある方が働きやすくなります。



(1~2日)

3 連携先を模索

依頼したい作業が決まったら、福祉コーディネーターが福祉事業所に声掛けを行います。



(7~14日)

4 ミーティング

参加を希望する福祉事業所に対し、作業内容を伝えるためのミーティングを行います。



(5~6日)

5 農作業体験会

障がい者の受け入れに係る不安を解消するため、福祉事業所の職員・利用者を対象に農作業を体験してもらいます。



(1~7日)

6 請負条件の話し合い

連携に向けて、福祉事業所と作業内容や工賃に関する話し合いを行います。



(1~5日)

7 請負契約の締結

請負条件を明確にし
請負契約を締結します。



(1~7日)



請負契約書
参考様式

8 連携開始

福祉事業所へ作業を依頼し農福連携を開始します。



(ここまでおよそ1~2ヶ月)

9 継続した連携に向けた話し合い

今後、連携を続けていくため、農業者・福祉事業所でしっかりと話し合いしましょう。



委託費の算定方法

委託費の考え方

出来高払いと時給払いの2つの考え方があります。最終的には農業者と福祉事業所が話し合いを行い、決定していくことになります。

① 出来高払い

作業する「量」に応じた単価を設定する支払方法です。

単価の設定に当たっては、**健常者にその作業をお願いするときの金額を参考に福祉事業所に支払う委託費を計算する方法**があります。

⑦ トマトの袋詰め300袋を福祉事業所をお願いする場合

基準となる単価の計算 (時給1,000円のパートさんが1時間で100袋作るとすると)

時給1,000円
1時間の作業量100袋



1袋あたり10円
(1,000円÷100袋)
@10円

福祉事業所への委託費 (福祉事業所が1日で300袋を完成させた場合)

300袋



福祉事業所に支払う委託費は
3,000円が目安になります

@10円×300袋
委託費 3,000円

他にもこのような考え方があります。

シルバーさん
(時給1,000円)5名が
6時間で10aを収穫

パートさん
(時給1,000円)4名が
5時間でハウス1棟分の作業

福祉事業所の職員が2名で作業
したら5時間かかる作業
(時給1,000円として計算)

② 時給払い

作業する「時間」に応じた単価を設定する支払方法です。

収穫作業	1時間につき	1,000円
箱詰め作業	1時間につき	500円

(例)

出来高払い・時給払いで計算した委託費は農業者が福祉事業所に支払います。支払った委託費は「工賃(賃金)」として福祉事業所から作業をした障がい者に支払われます。

※委託費には別途消費税がかかります。

Q&A よくある質問

共通すること

農業には「あいまい」さがたくさん含まれています。どのシーンでも、必ず福祉事業所の職員へ明確な指示や説明を心がけましょう。障がい者には職員が説明します。

悪い例 あのかの除草しておいて

良い例 ロープで囲まれているところの畝に、キャベツが植えてあるので、(キャベツ苗の見本か実物を示しながら)キャベツの周りに生えている雑草を抜き、抜いた雑草はこの袋に入れて下さい。など

何のために、誰のために、この作業を行うのか、きちんと目的を伝えること、できた時には褒める、感謝の言葉をかけるなど、相手のよい面を肯定的な言葉で伝えることで、働く障がい者はやりがいを持ち、気持ちよく、長く働くことにつながります。

「伝える」と「伝わる」は異なります。温かい声かけを意識してください。例えば、作業が出来なかったとき、「次はこうやってみよう」、「どこが難しかったかな」と問いかけ、それに対して「こうすると良い」と答えることで、言いたかったことが「伝わる」のではないのでしょうか。

Q どのような農作業をお願いできますか？

A 特殊な機械の使用や高所作業などのリスクの高いものを除くと、数多くの農作業をお願いすることが可能です。可能であれば、最初は簡単な作業から開始して、状況を踏まえながら、難しい農作業に移っていくことをお勧めします。
例えば、播種作業にしても、大豆と大根など種のサイズが異なると難易度も変わります。

Q 障がい者等への作業指示はどのようにすればいいですか？

A 障がい者等への作業指示は、福祉事業所の職員が行うので、職員に対してわかりやすく作業指示をお願いします。

(例) 苗の定植

悪い例 苗を等間隔でこの畝に植えてください。

良い例 植穴をこぶし一つ分ぐらい掘り、苗をポットから抜いて、植穴に入れてください。
苗がまっすぐに、浮き沈みなく植えられているか確認します…など

Q 作業分解とは何ですか？

A 作業分解は、一連の農作業を、誰もが取り組めるようにシーンごとに分解したものです。これによって障がい者が、自身の得意分野を活かし、事業所チーム全体での作業が可能となります。

例えば、「トマトの収穫」と一言と言っても、実際の作業は、①収穫する株の前に移動する⇒②収穫できるトマト(色や形)を選別する⇒③他の果実を傷つけないように、対象のトマトをハサミや手で取る⇒④トマトをコンテナに入れる、など複数の工程があります。さらに、その工程には各農家の基準があります。一連の作業でつまずくことがあっても作業分解ができていれば、Aさんは収穫するトマトを見つけてコンテナを運搬する担当、BさんはAさんが見つけたトマトを収穫してコンテナに入れる担当、などと役割分担することで、この農作業ができるようになるのです。

Q&A よくある質問

Q 農作業依頼前に準備しておくことはありますか？

A 農家自身が、今一度お願いしたい作業を行ってみて、難しいところ、注意が必要なところを明確にしてください。そのうえで、福祉事業所側で工夫によって効率化できる部分は治具(作業をスムーズに進めるための道具)などを用意することもあります。悪天候や病害虫被害などが想定される場合は、代わりとなる作業の有無や緊急時の連絡方法の確認が必要となります。

Q 請負契約は必要ですか？

A 請負契約を交わすことで、お願いした仕事を福祉事業所に完遂してもらうことができます。また、業務内容や怪我、事故の時の対応など、責任の所在を明確にすることで、双方が安心して農作業に取り組めます。(P2請負契約書QRコード)
障がい者等には、個々の特性があります。こうした特性を十分に理解した福祉事業所の職員が、請負契約に基づいて、障がい者等に適切な作業指示が行えます。
請負契約を続けることで、福祉事業所側も農業の季節性を考慮した労働や、練度向上による作業効率化が図れる可能性が高まります。

Q どのように工賃を設定すればいいですか？

A 工賃の設定は非常に難しい部分です。例としては健常者が委託する農作業を行ってみて、1時間あたりの作業量を割り出し、それをベースに考えるというものです。(P3参照)
例えば、健常者の6〜7割程度の作業量に留まるのであれば、設定賃金に0.6〜0.7を乗じるパターンもあれば、健常者と同様の賃金設定を行っているパターンもあります。

Q 出来高払いと時給払いの違いはありますか？

A 出来高払いはあらかじめ設定した作業量を達成すれば、所要時間に関わらず所定の賃金が支払われます。例えば、コンテナ3個分や50kg分の農産物を収穫すると〇円、などです。注意すべき点は、農業者が想定した時間通りにならないことがあるので、余裕をもって委託してください。
例えば、ゆとりをもった出来高払いの委託としては、「1〜3月の間に、ビニールハウス内の除草や残さの撤去を1棟〇円をお願いします」や「1か月程度で、苗箱洗浄や根切りシートの清掃をお願いします」などがあります。
時給払いは、作業量の多少にかかわらず、時給でお支払いするものです。金額の算出が容易で、賃金管理が行いやすいです。一方、時間あたりで、できる作業量は障がい特性によって全く異なります。その場合は作業量のコントロールが難しくなる場合もあります。それぞれの状況に応じてご判断下さい。

Q&A よくある質問

Q どのように障がい者等とのコミュニケーションをとればいいですか？

A 基本的に作業指示や体調管理等は、福祉事業所の職員が行いますが、みなさんの農場で働いてくれている障がい者等には、敬意をもって接してください。最初は挨拶が苦手だった方も、徐々に打ち解けていきます。長期的な視点でコミュニケーションを図ってください。

Q トイレの確保はどうすればいいですか？

A 農場内にトイレ(可能であれば男女別)があることが望ましいですが、ない場合は、近隣の公共施設等から、使用許可を得るなどしておく、安心して働くことができます。

Q 休憩所の確保はどうすればいいですか？

A 休憩できるスペースがある方が望ましいですが、ない場合は、簡易のテントなど、小休止できる場所を確保してください。近年、夏季の猛暑日が増加しており、こまめな休憩が必要となっています。

Q 飲み物や食べ物は提供したほうがいいですか？

A アレルギー等のリスクもありますので、福祉事業所が準備いたします。

Q 作業環境に危険があるときはどうすればいいですか？

A 農場内には、段差や水路など危険箇所があると思います。また、機械類や刃物、農薬などもあるかと思います。危険箇所は口頭の注意に加えて、ラミネートで表示する、赤い旗を立てるなどの配慮を可能な限りお願いします。また、物品は倉庫や棚に保管してください。こうした考え方はGAP(農業生産工程管理)にもつながります。

Q どうすれば連携を長く続けることができますか？

A 障がい特性によって能力には個人差があります。作業内容によっても得意、不得意があります。突然のパニック(虫や昆虫に遭遇した際)で動けなくなることもあります。そのような場合は福祉事業所の職員が対応しますが、温かい見守りをお願いします。作業を焦らせる声掛けや、できなかったことを伝えるのではなく、優しい言葉で成長を促してください。末永いパートナーとして、ゆとりをもって成果を生み出すことが農福連携を長く続けるコツです。

連携体系 構築タイプ

障がいのある方が安全にかつ、早く作業に取り組めるか、複数連携作業の創出と作業体系を確立するとともに、

年かけて農業法人と福祉事業所が連携しながら試行錯誤し、障がいのある方のスキルアップにつなげている事例



インタビュー



農事組合法人 二島西
代表理事 田中利郎



【農福連携に取り組んだ経緯】

平成27年に山口市が農福連携のモデル地区に指定されたことをきっかけに、県農林水産事務所から取り組まないかと提案がありました。法人設立から7年が経過し、法人内の作業員も高齢化し担い手不足が懸念されていたタイミングで依頼があったので法人内で検討を重ね、取り組むことになりました。

【取り組んで良かったこと】

法人の作業も様々な作業がありますが、スマート農業等で出来ない苗箱洗いやほ場内の草取り、重労働である麦や大豆の溝切など、人手が必要な作業についてを 助けていただくようになり、法人内の作業員の負担が減り、他の作業に従事できるようになったので、とても助かっています。福祉事業所は当法人にとって大切な担い手として位置付けています。お支払いする工賃についても法人内で予算化し、予算案に計上しております。

【農福連携を考えている方へメッセージ】

福祉事業所の方に依頼する前に何を依頼したいかを法人内でしっかり検討し、手順などをまとめておくことです。福祉事業所の方は回数を重ねるたびにスキルアップし、同じ作業を何度もするたびに一年ごとに成長されます。完璧な作業を最初から求めるのではなく、待つことも大事だと感じています。そして、受け手側の私たちとしては、挨拶などをしっかりと行い福祉事業所の方とのコミュニケーションをとり、お互いに助けあえる存在になっています。

農福連携取組み前(単位:ha)

品目	作付け面積
キャベツ	4.4
玉ねぎ	2.1
人参	0.41

農福連携取組み開始(単位:ha)

品目	取組み初年度	現在	拡大状況
キャベツ	5.4	7.3	1.66倍
玉ねぎ	2.5	3.7	1.76倍
人参	0.66	1.3	3.17倍



インタビュー



農事組合法人YONESATA
代表理事 佐多正晃



【農福連携に取り組んだ経緯】

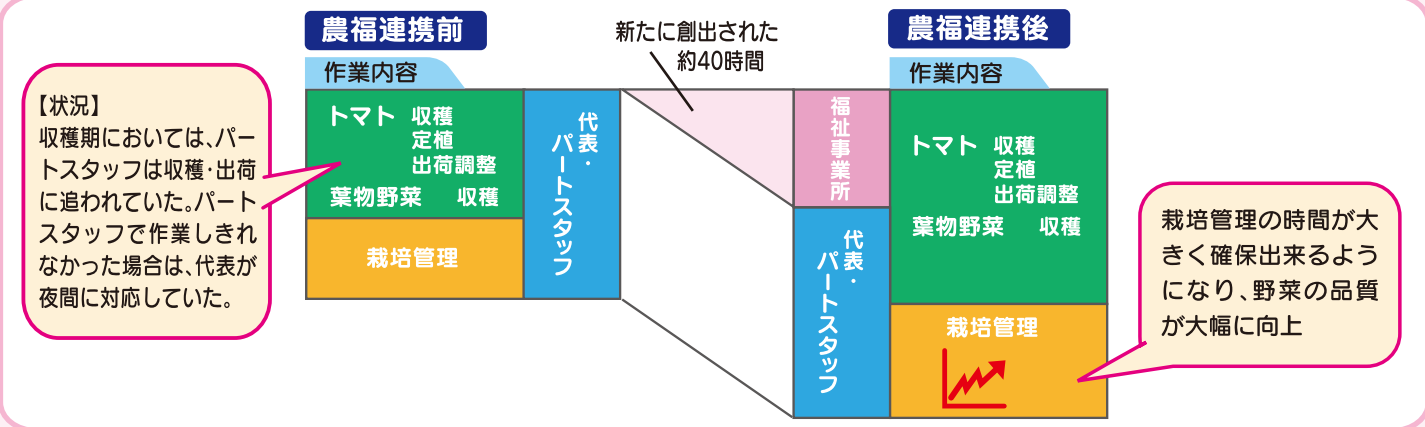
以前、福祉事業所から連携してみませんか？とオファーがあったものの、どのように始めればよいのか、どのような作業が頼めるのかわからず、実現できませんでした。どのような方でも働くことの出来る農園にしたい思いがあり、農福連携に興味があったので、今回、やまぐち農業労働力確保推進協議会に間に入ってもらい、障がいのある方に頼める作業の切り出しや福祉事業所との調整をすることで、スムーズに作業を行うことができました。

【取り組んで良かったこと】

福祉事業所に作業を依頼すると、確実に人員を配置してもらえるので、私自身が作業シフトを組む労力が減りました。また、空いた時間で、事務作業を行うなど、経営改善に取り組む時間も確保することができました。さらに、これまでパートスタッフに頼んでいた仕事を福祉事業所をお願いできるので、その分、当法人のパートスタッフが栽培管理などの専門的な作業に注力出来るようになり、農産物の品質が大きく向上しました。福祉事業所の職員、利用者の方とも冗談が言い合える仲になり、農園の雰囲気明るくなったことも、取り組んで良かったことの一つです。

【農福連携を考えている方へメッセージ】

連携する中で障がいのある方への依頼が難しい作業の洗い出しなども、福祉事業所の職員と協議しながら進めると、依頼できる作業が明確になります。一連の作業を分解することで、福祉事業所へ依頼可能な仕事を洗い出し、年間を通じた依頼ができることが、継続した農福連携に繋がると思います。また、作業分解することで、無駄を見つけることもでき、コスト削減にも繋がりますので、ぜひチャレンジしてみてください。



広域福祉連携タイプ

農福連携を企業理念に掲げる法人が、規模拡大に向け、複数の福祉事業所と連携を始めた事例



株式会社デナリファーム
代表取締役 平岡 誠

インタビュー



【農福連携に取り組んだ経緯】

農福連携に取り組んだのは、農業現場で農業従事者が少ないということ、福祉事業所で仕事が少ないということを知ったので「人がいない問題」と「仕事がない問題」というお互いの問題で問題を解決出来れば良い関係が築けるかなと思い、農福連携に取り組みました。ただ、いざ農福連携を始めようと思っても福祉事業所との接点がなかったので、まずは岩国社会福祉協議会に相談に行き、「どのようにしたら連携を始められるか」、「連携に必要なものは何か」と意見交換を行う中で、1社からオファーがありました。その後、福祉事業所の横のつながりで自然と広がり、現在、5社との連携が進み、今後も拡大していく予定です。

【現在取り組んでいる内容】

現在、岩国市内の5つの福祉事業所にサツマイモの出荷調整作業等を依頼しています。依頼の仕方は農業法人側が福祉事業所にコンテナを持っていき、作業が終わったら取りにいくスタイルです。工賃は時給換算ではなく、健常者が同程度の作業をした場合と同等の賃金を出来高払いとしています。

【工夫していること】

年間作業終了後、福祉事業所と反省会を行い、お互いに良かったこと改善が必要なことを洗い出し、次年度のやり方に向けて手順の改善を行なっています。1年で手法が確立することではないので、実践、改善を繰り返しながら、農業者・福祉事業所ともにノウハウの蓄積に取り組んでいます。また委託している作業については、細かいことは言わずに、作業精度・量のノルマや期限を設けないことにより、多くの福祉事業所に取り組んでもらえるように工夫しています。

【取り組んで良かったこと】

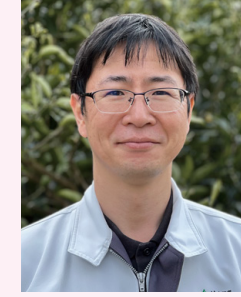
福祉事業所からは、もっと作業量を増やしてほしいと言われています。ノルマも期限もないので取り組みやすいのではないかと思います。

【今後の展望】

今後の規模拡大にあわせて一緒に取り組む福祉事業所を増やしていきたいと思います。今後は障がい者を一人雇用したいです。雇用するからには、長く雇いたいです。障がい者一人を20年雇うことで障がい児を持つ親が心配なく暮らせるような環境を作っていきたいと思っています。

JA主導連携タイプ

J Aが生産部会と福祉事業所を結び、連携を創出した事例



山口県農業協同組合長門統括本部
営農経済課指導販売課
古谷 考基

インタビュー



【農福連携に取り組んだ経緯】

J A管内では、高齢化により長門ゆずきちの収穫作業が困難になり始めた生産者が出現し、伝統ある産地の維持が憂慮されていました。令和5年度、比較的規模の大きい生産者から加工用果実の収穫支援の要望があったことから、JAと県農林水産事務所が農作業経験のある福祉事業所の間を調整して、試行的に加工用果実の収穫作業が行われました。福祉事業所による加工用果実の収穫作業は、双方の期待する以上の成果であったため、令和6年度は、J Aが生産部会及び長門市内の全ての福祉事業所と協議し、希望する3生産者と3つの福祉事業所を結び、組織的に産地維持の取り組みに挑戦しました。

【JAが調整するメリット】

JAが間に入るメリットは、生産者と福祉事業所双方に信頼されており連携がスムーズにいくことにあります。園地の状況とゆずきち実需者のニーズをつかんでいるため、雨天時の対応を含め作業の日程調整・作業園地の割り振りを適確に調整できることも大きく、生産者は個別に福祉事業所と交渉・調整する手間が省けます。

【取り組んで良かったこと】

当初3生産者でスタートしましたが、途中からの参加もあり、最終的に5生産者、作業面積は約48.5アールに及びました。結果、8トンを超えるゆずきちを福祉事業所に収穫してもらい、未収穫の口スを大幅に減らせるとともに、加工用ゆずきち実需者の希望に沿った出荷につながり、JAのメリットも生まれています。管内では、他の作物でも農福連携の取り組みが試行的に行われ、生産者は中核の農作業に集中できたことから、他の部会員や法人からも注目されています。



ゆずきち生産者
坂倉 誠治

インタビュー



【取り組んで良かったこと】

ゆずきち収穫の労働力不足で悩んでいたところ、県農林水産事務所から農福連携に取り組んでみませんか?と提案があり、試行的に始めてみました。いざ連携を始めてみると、一人ではとても収穫できない量のゆずきちを福祉事業所の方が収穫してくださり、とても助かっています。今後も連携は続けていきたいです。

ノウフク連携に一步踏み出してみませんか。

優しさと感謝でつながる
農業・福祉の未来がそこにはあります。



あぐぷく ～つながるノウフク～
詳しくはホームページへ ▶



あぐぷく 検索



お問合せ
ご相談窓口

やまぐち農業労働力確保推進協議会（JA山口中央会農政対策部内）

TEL 083-973-2247

FAX 083-929-3889

E-mailアドレス / yamaroukyo@ja-yc.jp

監修者：神戸学院大学 現代社会学部 講師 菊川 裕幸氏